

○長岡市地域委員会の会議の傍聴に関する規程

平成17年12月28日

告示第377号

(目的)

第1条 この規程は、長岡市地域委員会条例(平成17年長岡市条例第23号)第8条の規定に基づき、中之島地域委員会、越路地域委員会、三島地域委員会、山古志地域委員会、小国地域委員会、和島地域委員会、寺泊地域委員会、栃尾地域委員会、与板地域委員会及び川口地域委員会(以下「委員会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とに分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴人の定員は、会場の規模に応じ、会議の議長(以下「議長」という。)が定める。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票(別記様式)に記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に行う。

(傍聴席に入場できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑となるような行為をするおそれがあると認められる者

2 生徒、児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長が特に認めたときは、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 静かに傍聴し、私語、談笑及び示威的行為をしないこと。

- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 写真等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、あらかじめ議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) 携帯電話は、使用できないように電源を切ること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、委員会の事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴人がこの規程に違反した場合は、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日告示第93号)

この規程は、平成22年3月31日から施行する。

別記様式(第4条関係)

その1

傍聴人受付票

(会議名) 年度第 回 地域委員会

(開催日時) 年 月 日 午前・午後 時 分

(開催場所)

<一般用>

氏名	住所

その2

傍聴人受付票

(会議名) 年度第 回 地域委員会

(開催日時) 年 月 日 午前・午後 時 分

(開催場所)

<報道機関用>

報道機関名	氏名